

補助対象者

個人の場合

※全てに該当することが必要です。

- ・新車登録された日又は標識の交付を受けた日から起算して1年以上前から引き続き市内に居住し、かつ安城市の住民基本台帳に記録されている。
- ・補助対象車両の自動車検査証記録事項に使用者又は標識交付証明書に納税義務者として記載されている。
- ・補助対象車両の自動車検査証記録事項に使用の本拠の位置又は標識交付証明書に主たる定置場として安城市内が記載されている。
- ・補助対象車両の新車を自ら使用する目的で購入または3年以上のリース契約（サブスクリプションを含む。）を締結し、令和7年4月1日から令和8年3月31日に新車登録又は標識の交付の受け取りをしている。
- ・安城市税を滞納していない。
- ・暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でない。

法人の場合

※全てに該当することが必要です。

- ・市内に本社又は事業所等を有する。
- ・補助対象車両の自動車検査証記録事項に使用の本拠の位置又は標識交付証明書に主たる定置場として安城市内が記載されていること。
- ・補助対象車両の新車を自ら使用する目的で購入または3年以上のリース契約（サブスクリプションを含む。）を締結し、令和7年4月1日から令和8年3月31日に新車登録又は標識の交付の受け取りをしている。
- ・安城市税を滞納していない。
- ・暴力団員または暴力団関係者がその役員でない。

【個人事業者の場合】

原則、個人として申請してください。

個人事業者として申請する場合は「法人の場合」の全てに該当することが必要です。
個人事業者のみ必要な書類がありますのでご注意ください。

対象車両と補助金額

・燃料電池自動車（FCV）	300,000円
・電気自動車（EV）	50,000円
・プラグインハイブリッド自動（PHV）	50,000円
・超小型電気自動車	50,000円